

事 務 連 絡  
令 和 3 年 3 月 3 0 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管課  
各国公私立大学担当課  
各公立私立短期大学担当課  
各国公私立高等専門学校担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課  
大学を設置する各学校設置会社担当課  
各都道府県専修学校各種学校主管課  
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課  
附属学校及び専修学校を置く各国公立大学法人担当課  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課

#### 令和3年度文部科学省交通安全業務計画の送付について

この度、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第24条第1項の規定に基づき、令和3年度文部科学省交通安全業務計画を別添のとおり作成し、同法第24条第3項の規定に基づき、都道府県知事に通知（令和3年3月29日付け2受文科教第1123号）しております。

各都道府県教育委員会学校安全主管課にあつては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課にあつては所轄の私立学校に対し、都道府県専修学校各種学校主管課及び都道府県教育委員会専修学校各種主管課にあつては所管又は所轄の専修学校及び各種学校に対し、附属学校及び専修学校を置く各国公立大学法人担当課にあつては管下の附属学校及び専修学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課にあつては所管の専修学校に対し、都道府県認定こども園主管課においては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄のこども園に対して、交通安全対策主管課とも連携し、必要に応じて周知いただくようお願いします。

（本件連絡先）

文部科学省 総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係  
TEL：03-5253-4111（内線2695）  
E-Mail：anzen@mext.go.jp